

評議員及び役員の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人全日本剣道連盟（以下「全剣連」という）定款第19条及び第35条の規定に基づき、全剣連の評議員及び役員の報酬に関し、必要な事項を定める。

(役員等)

第2条 この規程において役員とは理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

(報酬)

第3条 この規程において報酬とは、謝金のことをいう。

(謝金)

第4条 謝金とは、全剣連の主催する（1）ないし（7）の行事においてその業務を行った場合に支給するものとする。

- （1）各種講習会の講師
- （2）大会等の審判員
- （3）審査会の審査員等、
- （4）講習会、大会、審査会等の担当役員等
- （5）相談役会、審議会、理事会、常任理事会、専務理事・理事長会等
- （6）専門委員会の委員等
- （7）その他公開演武者等

2 謝金は、附表1、附表2、附表3、附表4に掲げるとおりとする。

(報酬の控除)

第4条 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則 この規程は、令和2年3月10日から施行する。

(附 表 1)

謝 金 等 の 支 給 基 準 額 表

単位：円

区 分	金 額	適 用
講 師	11,000	
審査委員長 審 査 員	11,000 11,000	
審 判 員	8,000	審判長、審判主任
役 員	8,000	役員とは、全剣連会長より連盟を代表し行事運営責任者として委嘱された者をいう。
考 備	1) 講師は1日当りの金額とし、1日に満たないときは、1/2支給とする。 2) 1日とは4時間以上をいう。 3) 全日本剣道演武大会審判員の謝金は5,000円とする。 5) 地方講習会、開催地地元講師の謝金は6,000円とする。 6) 書類審査の謝金は3,000円とする。	

*源泉徴収税額：謝金額の日額表（丙）による税額

(附 表 2)

社会体育指導員養成講習会謝金等の支給基準額表

単位：円

区 分	金 額	適 用
講 師	6,000	一 律 一 日 当 り
講 師	5,000	科 目 毎 （ 4 5 分 単 位 ）
委 員 長	6,000	一 日 当 り
幹 事	3,000	一 日 当 り
医学関係講師	15,000	<ul style="list-style-type: none"> ・ 剣道関係者以外講師は目安 20,000 円 交通費・日当は不支給 ・ 2時間の講義を目途

*源泉徴収税額：謝金額の日額表（丙）による税額

(附 表 3)

会議謝金の支給基準額表

単位：円

区 分	金 額	適 用
相談役会 会 長 他 役 員	8,000 5,000	
審議員会 会 長 他 役 員	8,000 5,000	
評議員会 評 議 員 議 長 (学識経験者)	5,000 10,000	定款第18条に基づく必要な費用 日当・交通費は別途支給
理事会 議 長 他 役 員	8,000 5,000	常任理事会、評議員会、専務理事・理事長会 等を含む
専門委員会 委 員 長 幹 事 委 員	8,000 6,000 5,000	専門委員会規程に基づく委員会等

- 記事：1. 通常、会議時間が2時間を超える場合、適用する。
2. 源泉徴収税額：謝金額の10%による税額。
3. 平成24年6月5日理事会にて評議員（学識経験者）を追加、理事会の議事録署名人を削除。

(附 表 4)

その他業務等謝金の支給基準額表

単位：円

区 分	金 額	適 用
公開演武者 日本剣道形 そ の 他 (居合道、杖道等)	15,000 10,000	

- 記事：1. 源泉徴収税額：謝金10,000円以上については謝金額の10%による税額。